

地方拠点強化税制の拡充について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省、経済産業省

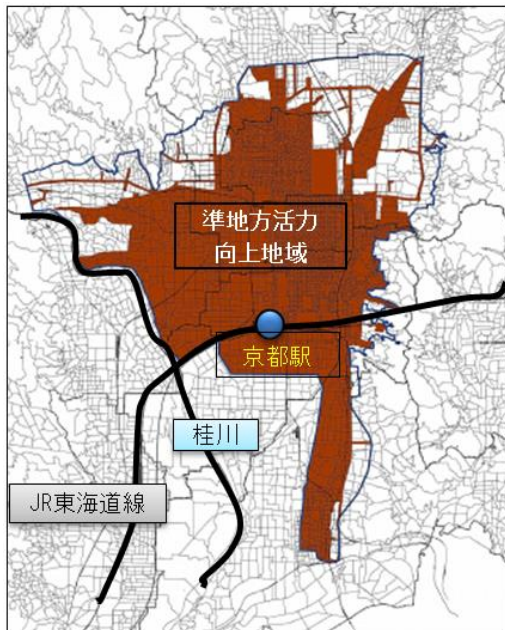
東京一極集中の是正及び地方での安定した雇用の創出を実現するためには、首都圏に過度に集積している企業の本社機能を地方へ移転する取組が不可欠であり、地方拠点強化税制による一層の取組が必要であることから、以下のとおり対応をお願いしたい。

京都府・京都市共同提案

- 令和8年度以降の本税制の延長及び京都市全域へ「拡充型」の支援対象地域を拡大
- 首都圏からの移転も含む等、東京23区内からの移転に限定しないよう「移転型」の適用要件を緩和
- 「拡充型」において地方税の不均一課税等を実施する場合に財政力指数に関わらず減収補填措置の対象に追加

【現状・課題等】

■ 準地方活力向上地域（京都市の一部）



※京都市の市街地のほとんどが準地方活力向上地域となっており、

- ①当該地域内に本社機能を置く多数の有力企業が本社機能等の拡充を行う際に地方拠点強化税制の優遇を受けることができない。
- ②東京23区以外の地域からの本社等の移転は支援対象外であるため、企業からの関心の高い地域であるにもかかわらず、首都圏を含む府外からの本社移転が進みにくい。

現状



<移転型>

- ・東京23区からの移転
- *平成30年度税制改正により対象化

<拡充型>



- ・東京23区以外からの移転
- ・域内での機能拡充、新設

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 産業立地課 (075-414-4848)
---------------	------------------------------

【国の事業等】

	移転型事業	拡充型事業
設備投資 減税	特別償却25% 又は税額控除7%	特別償却15% 又は税額控除4%
【国の事業等】	地方の事業所における雇用者増加数1人当たり最大50万円の税額控除（法人全体の雇用者増加数が上限）に加え、地方の事業所の雇用者増加数1人当たり最大40万円（最大3年間）を税額控除	地方の事業所における雇用者増加数1人当たり最大30万円の税額控除（法人全体の雇用者増加数が上限）

■税制支援措置

■地方税の減収補填措置

※ 京都府は、一部地域に人口が集中し、約4割の市町村が過疎地域を抱えるなど、多くの地域で拠点強化等が急務であるものの、現行の財政力指数（0.56087）では拡充型事業は補填対象外

	移転型事業	拡充型事業
対象となる 地方公共団体 (財政力要件)	都道府県 0.85未満 市町村 0.93未満	都道府県 0.47未満 市町村 0.74未満

【京都府の取組】

■地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（全て「拡充型」）14件を令和6年度までに認定

ヤマウチ(株)（福知山市）、(株)村田製作所（長岡京市）、(株)ユーシン精機（京都市）、日本電産(株)（現 ニデック(株)、本社／京都市、向日市）、日本電産(株)（現 ニデック(株)、研究所／精華町）、(株)金山精機製作所（京都市）、(株)ファーマフーズ（京都市）、ケイコン(株)（京都市）、中島工業(株)（城陽市）、日本電産(株)（現 ニデック(株)、向日市）、(株)kamogawa（京都市）、コタ(株)（久御山町）、(株)ミナト（京都市）、(株)祥碩堂（木津川市）

■京都府の本社等誘致の取組

- ▶京都産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金（令和7年度予算 1,030 百万円）
- ▶特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（27～）

■京都市の準地方活力向上地域内に本社機能等を有する主な企業

京セラ(株)、(株)SCREEN ホールディングス、オムロン(株)、NISSHA(株)、任天堂(株)、(株)トーセ、ローム(株)、日本新薬(株)、(株)島津製作所、日東精工(株)、日新電機(株)、(株)ニッセンホールディングス、(株)ワコールホールディングス、三洋化成工業(株)、SG ホールディングス(株)、宝ホールディングス(株)、ワタベウエディング(株)、ニチコン(株)、(株)ジーエス・ユアサコーポレーション、村田機械(株)、(株)堀場製作所 等